

2012年 3 月



アフリカ開発銀行

AFRICAN DEVELOPMENT BANK

2017 年 3 月 29 日満期南アフリカ・ランド建ディスカウント債券
(教育支援債)

販 売 説 明 書

— 売 出 人 —

楽天証券株式会社

全ての借入による調達資金は、アフリカ開発銀行（以下「発行者」といいます。）の通常資本財源に組み込まれます。発行者は、その融資基準に従い、本債券発行による調達資金に相当する金額を教育支援分野のプロジェクトの貸付けに充当するよう最大限の努力を尽くします。債券発行による調達資金は、制約なくいかなる通貨にも転換できます。発行者の融資プログラムに関する情報は、英文年次報告書または発行者が随時発行する他の報告書に含まれます。

本債券は、南アフリカ・ランド貨をもって表示され、元利金は南アフリカ・ランドで支払われますので、外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。

本債券のお申込みにあたっては本販売説明書を必ずご覧のうえ、ご投資の最終決定は投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

無登録格付に関する説明書

(スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービス用)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービス（以下「S&P」と称します。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：

スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.standardandpoors.com/home/jp/jp>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<http://www.standardandpoors.com/ratings/unregistered/jp/jp>）に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

S&P の信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、利息や元本が予定通り支払われることを保証するものではありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P は、品質および量により信頼しうると判断した情報を利用して格付分析を行っております。しかしながら、S&P は、提供された情報について、監査・デュー・デリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付および格付付与に利用した情報の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。

この情報は、平成 24 年 2 月 1 日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以 上

無登録格付に関する説明書

(ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク用)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」と称します。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：

ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（<http://www.moodys.co.jp>）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、平成24年2月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以 上

無登録格付に関する説明書

(フィッチ・レーティングス用)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社の呼称について

格付会社の呼称：フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」と称します。）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチのホームページ (<http://www.fitchratings.co.jp>) の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

この情報は、平成 24 年 2 月 1 日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。

目 次

	頁
売 出 要 項	1
本 債 券 の 要 項	3
課 税 上 の 取 扱 い	11
上 場	12
そ の 他	12
要 約 情 報	13

この販売説明書は、本債券の販売に関するすべての情報を記載したものではなく、日本国の投資家の便宜のために、当該投資家の投資判断に必要と思われる範囲で、関連情報を翻訳または記載したものです。

この販売説明書に記載されている本債券の売出しは播陽証券株式会社および楽天証券株式会社を売出人として行われます。アフリカ開発銀行は本債券の売出しに関与しておらず、またこれを援助しておりません。

この販売説明書は、売出人により、同社が関連性があると考えられる情報に基づき、日本国の投資家の便宜のために作成されたものです。

ご希望であれば、アフリカ開発銀行は2011年8月10日付の英文情報説明書を提供いたします。書面またはお電話によるお問合せは、下記のアフリカ開発銀行の一時移転事務所宛てとなります。

15 Avenue du Ghana B.P.
323-1002 Tunis Belvédère, Tunisia
Attention: The Treasurer

電話 +216-71-10-20-28 +216-71-10-21-06

ファックス +216-71-33-06-32 +216-71-25-26-93

また、英文情報説明書は、アフリカ開発銀行のウェブサイト (<http://www.afdb.org>) においても閲覧することができます。

いかなる者も、本書に記載されていない情報を提供し、または本書に記載されていない表明を行う権限を与えられておりません。本書に記載されていない情報または表明は、アフリカ開発銀行により承認されているものとしてこれを信頼してはなりません。

本債券の売付けの申込みもしくは買付けの申込みの勧誘が承認されていない法域において、またはかかる申込みもしくは勧誘が違法となる者に対して、本書をもって、本債券の売付けの申込みまたは買付けの申込みの勧誘を行うものではありません。

本債券は、合衆国1933年証券法（その後の改正を含み、以下「証券法」という。）に基づき登録されておられません。合衆国もしくはその領土において、または合衆国人に対して、直接であると間接であるとを問わず、本債券の売付けの申込みもしくは買付けの申込みの勧誘、販売または交付をすることはできません。この段落中の用語は、証券法に基づくレギュレーションSに定義された意味を有します。

本書において、「UA」とは、アフリカ開発銀行が表示通貨として使用する計算単位を意味します。計算単位は、国際通貨基金の特別引出権1個と同等の価値を有するものとして定義されております。下記の日付におけるUAの対米ドル換算額（参考のためにのみ表示される。）は、以下のとおりです。

12月31日現在					
	2010年	2009年	2008年	2007年	2006年
1UA=	1.54003米ドル	1.56769米ドル	1.54027米ドル	1.58025米ドル	1.5044米ドル

本書において、「南アフリカ・ランド」は、南アフリカ共和国の法定通貨である南アフリカ・ランドを意味します。

アフリカ開発銀行

2017年3月29日満期南アフリカ・ランド建ディスカウント債券 (教育支援債)

売 出 要 項

売 出 人

名 称	住 所
播陽証券株式会社	兵庫県姫路市亀井町53番地
楽天証券株式会社	東京都品川区東品川四丁目12番3号 品川シーサイド楽天タワー

(注) 売出人の名称は五十音順に記載されています。

売 出 債 券 の 名 称	アフリカ開発銀行 2017年3月29日満期南アフリカ・ランド建ディスカウント債券 (教育支援債) (以下「本債券」という。)		
記名・無記名の別	無 記 名 式	券 面 総 額	22,600,000南アフリカ・ランド
各 債 券 の 金 額	10,000南アフリカ・ランド	売 出 価 格	額面金額の79.10%
売 出 価 格 の 総 額	17,876,600南アフリカ・ランド	利 率	年0.50%
満 期	2017年3月29日 (ロンドン時間)	利 払 日	毎年3月29日および9月29日
受 渡 期 日	2012年3月29日 (日本時間) (注1)	売 出 期 間	2012年3月1日から 2012年3月27日まで (日本時間)
申 込 取 扱 場 所	売出人各々の本店および日本国内の各支店 (注2)		

(注1) 本債券は、アフリカ開発銀行により2012年3月28日(ロンドン時間)にアフリカ開発銀行の2009年9月8日付グローバル・デット・イシューアンス・ファシリティに基づき発行される。

(注2) 本債券の申込みおよび払込みは、すべて本債券の各購入者が売出人に開設する外国証券取引口座に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。かかる外国証券取引口座を開設していない購入者は、これを開設する必要がある。かかる外国証券取引口座を通じて本債券を取得する投資家は、約款の規定に従い本債券の券面の交付を受けず、また購入に係る本債券上の権利については売出人を通してのみ享受できる。

(注3) 本債券につき、発行者の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者(以下「信用格付業者」という。)から提供され、または閲覧に供される信用格付(予定を含む。)はない。なお、優先債務についてのアフリカ開発銀行は、スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービス(以下「S&P」という。)よりAAA、ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク(以下「ムーディーズ」という。)よりAaa、フィッチ・レーティングス(以下「フィッチ」という。)よりAAA、および株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。)よりAAAと格付けされているが、これらの格付は直ちに上記ファシリティに基づき発行される個別の債券に適用されるものではない。

S&P、ムーディーズおよびフィッチは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、日本国において、信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情

報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

S&P、ムーディーズおよびフィッチについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社(登録番号：金融庁長官(格付)第5号)、ムーディーズ・ジャパン株式会社(登録番号：金融庁長官(格付)第2号)およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(登録番号：金融庁長官(格付)第7号)が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(<http://www.standardandpoors.com/home/jp/jp>)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(<http://www.standardandpoors.com/ratings/unregistered/jp/jp>)に掲載されている「格付の前提・意義・限界」、ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(<http://www.moodys.co.jp>)の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ)にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ(<http://www.fitchratings.co.jp>)の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」において、それぞれ公表されている。

JCRは、本書日付現在、日本国において、信用格付業者として登録されている(登録番号：金融庁長官(格付)第1号)。JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を、等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。

JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本債券の要項

以下は、アフリカ開発銀行（以下「アフリカ開発銀行」という。）がアフリカ開発銀行の2009年9月8日付インフォメーション・メモランダム（以下「インフォメーション・メモランダム」という。）に記載されているグローバル・デット・イシューアンス・ファシリティ（以下「本ファシリティ」という。）に基づき発行する債券の要項（以下「債券要項」という。）の本債券に関する規定およびプライシング・サブリメント（下記第1項に定義する。）の規定の要約の訳文である。下記の条項の項目番号および記載内容の順序は、必ずしもインフォメーション・メモランダム中の債券要項と同じではない。

本債券は、2009年9月8日付発行・支払代理契約（以下「発行・支払代理契約」といい、その改定契約もしくは追補契約またはその全訂版を含む。）の利益を享受して発行される。発行・支払代理契約は、アフリカ開発銀行と発行・支払代理人を務めるシティバンク・エヌ・エイ・ロンドン（以下「発行・支払代理人」といい、シティバンク・エヌ・エイ・ロンドンの後任である発行・支払代理人を含む。）および支払代理人を務める発行・支払代理契約に記載の金融機関（以下「支払代理人」といい、発行・支払代理人および発行・支払代理契約に従って選任された後任または追加の支払代理人を含む。）ならびにその他の当事者との間の契約である。発行・支払代理契約の写しおよび本債券の様式は、各支払代理人の所定の事務所において閲覧に供される。本債券の債権者（以下「本債権者」という。）およびこれに付された利札（以下「利札」という。）の所持人（以下「利札所持人」という。）は、発行・支払代理契約のすべての規定を了知しているものとみなされ、それにより拘束される。

1. 様式および券種

本債券は、無記名式で、シリーズ（以下各シリーズを「シリーズ」という。）として発行され、各シリーズは、アフリカ開発銀行またはその代理人により作成されるプライシング・サブリメント（以下「プライシング・サブリメント」という。）の規定の適用を受ける。プライシング・サブリメントに定める規定は、債券要項を補足しまたは変更することがある。プライシング・サブリメントの写しは、各支払代理人の所定の事務所で入手することができる。

本債券は、その発行時には、大要、発行・支払代理契約に添付の様式（この様式は、改訂されることがあり、また未完成である。）の1枚の仮大券（以下「仮大券」という。）によって表章される。

本債券の当初発行の40日後以降に、米国財務省規則上必要な非米国人の実質所有に係る証明書が、仮大券に定める様式により、ユーロクリア・バンク・エス・エー・エヌ・ヴィー（以下「ユーロクリア」という。）および/またはクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム・ルクセンブルク（以下「クリアストリーム・ルクセンブルク」という。）により受領された場合、仮大券は、大要、発行・支払代理契約に添付の様式（この様式は、改訂されることがあり、また未完成である。）の恒久大券（以下「恒久大券」という。）に交換される。恒久大券は、そこに記載される限定的な場合においては、最終券面に交換される。

本債券に対する権原は、交付によって移転する。管轄権を有する裁判所により別段の命令

が下された場合または法律上別段の必要がある場合を除き、アフリカ開銀および支払代理人は、本債券の所持人をその絶対的な所有者とみなす権利を有し、これに関する証拠または所持人の身元証明を取得する義務を負わない。本書において、「本債権者」または「利札所持人」は、当該本債券または当該利札の所持人を意味する。

適用ある法律または規制により別段の要求がある場合を除き、本債券または利札の所持人は、(当該本債券もしくは利札が期日を徒過しているか否かを問わず、また当該本債券もしくは利札の所有、信託もしくは持分に係る通知、その券面の記載、またはその盗失もしくは紛失にかかわらず) すべての点においてその絶対的な所有者として取り扱われるものとし、当該所持人をそのように取り扱うことについて何人も責任を負わない。

2. 法的地位、担保設定制限および約束

本ファシリティの下で、債券は、優先債券(以下「優先債券」という。)または劣後債券(以下「劣後債券」という。)として発行することができる。本債券は、優先債券である。本債券は、いかなる政府の債務でもない。本債券から生じる債務は、アフリカ開銀の直接かつ無担保の一般債務である。本債券および利札は、アフリカ開銀の現在および将来の他の一切の無担保債務と、発行日の前後、支払通貨その他の事由により優先または劣後することなく同順位であるが、かかる他の債務が支払について劣後することがその条項に明示されている場合は、この限りでない。

アフリカ開銀がアフリカ開発銀行を設立する協定(その後の改正を含む。)に従って請求払資本の払込請求を行った場合には、劣後債券の債権者が支払を受ける権利は、劣後することが明示されていないアフリカ開銀の担保付債務および無担保債務の債権者全員に対する全額の返済に劣後するものとする。アフリカ開銀が払込請求を行うまでは、劣後債券は、アフリカ開銀の優先債券と、発行日の前後、支払通貨その他の事由により優先または劣後することなく、同順位である。

本ファシリティに基づき発行された債券に未償還額および未払額がある限り、ただし、本ファシリティに基づき発行された債券の元金および(適用がある場合は)利息の全額が発行・支払代理人に支払われるまで、アフリカ開銀は、アフリカ開銀が発行し、引受けまたは保証した関連債務の担保として、アフリカ開銀の現在または将来の財産または資産上に抵当権、質権またはその他の先取特権もしくは担保権を設定させず、またその設定を認めないものとする。ただし、本ファシリティに基づき発行された債券が、かかる関連債務と同等の順位および比率をもって、かかる抵当権、質権またはその他の先取特権もしくは担保権により担保される場合は、この限りでない。

「関連債務」とは、当初の発行日から1年を超える当初の満期を有しており、証券取引所、店頭市場その他の証券市場において建値され、上場され、取引され、もしくは売買されるか、そのように意図されているか、またはそのようなことが可能であるボンド、債券、ディベンチャー、ローンストックその他証券の形態をとるか、それらによって表章もしくは証される債務をいう。

アフリカ開銀は、その請求払資本の払込請求を行った場合には、その加盟国に対し、かか

る払込請求に応じて、ニューヨーク連邦準備銀行（またはこの目的のために適正に指定されたその後任者）に開設された口座に払込みを行うよう指示することを約束する。かかる払込みは、当該払込請求の手取金が、アフリカ開銀によってその借入れおよび保証を行う権限の行使として負担されたアフリカ開銀の未払債務（支払について劣後することがその条項に明示されている債務を除く。）の支払またはその全額の弁済の引当てに対して（当該払込請求の手取金によってその他の支払を行う前に）充当されることを条件として行われるものとする。アフリカ開銀は、本債権者の同意を得ることなく、上記口座の開設に関するアフリカ開銀とニューヨーク連邦準備銀行（またはこの目的のために適正に指定されたその後任者）との間の契約の改定に合意することができるが、かかる改定が上記の約束に悖らないことを条件とする。かかる払込請求がなされた場合には、劣後債券に関するアフリカ開銀の債務は支払について優先債券に劣後することになり、したがって、かかる払込請求の日現在未払いの優先債券の債権者全員が全額の支払を受けるか、またはこれについて適切な引当がなされたらアフリカ開銀の理事会が判断するまで、アフリカ開銀は劣後債券の債権者に対して支払を行わず、かつ、アフリカ開銀は劣後債券を取得することができない。アフリカ開銀は、かかる払込請求の手取金、アフリカ開銀の流動資産および合理的な期間内に換金可能なアフリカ開銀の投資を、かかる払込請求から合理的な期間内に、当該払込請求日現在未払いのすべての優先債券の全額の支払またはかかる支払のためにアフリカ開銀の理事会が十分であると判断する引当てに充当する。上記にかかわらず、上記規定は、アフリカ開銀が加盟国に対してさらに払込請求を行うこと、アフリカ開銀がその借主に対して行った貸付けの期限前返済を行わせもしくは請求すること、またはアフリカ開銀が負債を担保するために行った保証を取消しもしくは撤回することを、アフリカ開銀に対して義務付けるものではない。アフリカ開銀の請求払資本の払込請求後にアフリカ開銀の債権者に対して支払が行われるにあたって、優先債券の債権者は、劣後債券の債権者が支払を受けることができるようになる前に、優先債券の全額について支払を受けることができる。

3. 利 息

本債券には、利息開始日である2012年3月29日から年0.50%の利率により額面金額に対して利息を付し、2012年9月29日を初回とし毎年3月29日および9月29日（以下それぞれの日を「利払日」という。）の年2回後払いするものとし、その金額は各本債券につき25.00南アフリカ・ランドである。

利払日が営業日（下記に定義する。）でない場合には、当該利払日は翌営業日とする。ただし、翌営業日が翌月にあたる場合には、その利払日の直前の営業日とする。なお、いかなる場合にも利払日に支払われるべき利息額について調整は行われない。

「本債券の要項」において、「営業日」とは、商業銀行および外国為替市場がヨハネスブルグ、ロンドン、ニューヨークおよび東京において支払決済を行う日（土曜日および日曜日を除く。）をいう。

償還されるべき日以降、本債券の利息は発生しない。ただし、適法に呈示がなされたにもかかわらず支払が不適切に留保もしくは拒絶された場合には、未払の金額が全額支払われた

日または債券要項に従って本債券もしくは利札の呈示がさらにされれば支払が行われる旨の通知が本債権者に対して適法に行われた日から7日目の日（ただし、かかる呈示に対して実際に支払がなされた場合に限る。）のいずれか早く到来する方の日まで、利息は、判決の前後を問わず、本項に定める利率により発生し続ける。

端数期間の計算方法

本債券に適用される端数期間の計算方法は「30/360」、すなわち、直近の利払日（または該当する日がない場合、利息開始日）（当日を含む。）から該当する支払日（当日を含まない。）までの期間中の日数（かかる日数は1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日を基準として計算される。）を360で除して計算される。

4. 償還および買入れ

満期より前に償還されまたは買入消却されない限り、アフリカ開銀は本債券を額面金額で「売出要項」に記載の満期に償還する。アフリカ開銀は、本債券および利札を、公開市場において、または相対取引、公開買付その他によって、随時買入れることができる。そのように買入れられた本債券または利札は、保有または転売することができ、アフリカ開銀の裁量で、消却のために発行・支払代理人に引渡すことができる。消却のためにそのように引渡された本債券は、再発行または転売することはできず、アフリカ開銀は当該本債券に係る債務を免れる。

5. 支払

本債券の償還に際して支払われるべき金額（経過利息を含む。）の支払いは、支払代理人の米国外の所定の事務所において当該本債券の呈示および（資金不足による一部償還の場合を除き）提出と引換えに行われる。

本債券に対する利息に係る金額の支払は、支払代理人の米国外の所定の事務所において、仮大券または恒久大券の呈示、および仮大券の場合には仮大券中に要求される非米国実質所有の適法な証明書と引換えに行われる。本債券に対する利息に係る金額の支払は、支払代理人の米国外の所定の事務所において、利札の提出と引換えに行われる。

英国内の支払代理人は、アフリカ開銀が下記第10項に従って本債権者に対し別段の通知をした場合を除き、利札の呈示と引換えに利息の支払を行わないものとする。

当初の支払代理人（発行・支払代理人を含む。）およびそれらの所定の事務所は、以下のとおりである。

発行・支払代理人： シティバンク・エヌ・エイ
英国、E14 5UB ロンドン市
カナリー・ワーフ
シティグループ・センター

支払代理人： デクシア・バンク・インターナショナル・ア・ルクセンブルク
ルクセンブルク L-2953
ルート・ド・エッシュ 69

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン
ベルギー、ブリュッセル B-1000
リュ・モントイエルストラアト 46

アフリカ開銀は、随時、発行・支払代理人または支払代理人の選任を変更または終了することができ、また、その他の発行・支払代理人または追加のもしくはその他の支払代理人を選任することができる。ただし、アフリカ開銀は、常時、支払代理人を置くものとする。かかる終了または選任および発行・支払代理人または支払代理人の所定の事務所の変更に関する通知は、下記第10項に従って行われる。

本債券は、償還に際して、支払期日未到来のすべての利札を付して呈示されるものとし、支払期日未到来の利札で欠缺したものがあるときは、償還金額からその利札面金額（元金の一部支払の場合は、支払われるべき元金に対する支払われた元金の割合に応じた当該欠缺利札の金額）を差引くものとし、その利札面金額が不明な場合には、当該欠缺利札は無効となる。そのように差引かれた金額は、当該利札の支払期日から5年以内に当該利札の提出と引換えに支払われる。

本債券に関して支払われるべき金額（元金であるか、利息であるか、またはその他の金額であるかを問わない。）の支払期日が営業日でない場合には、所持人は翌営業日まで支払を受ける権利を有さず（ただし、当該翌営業日が翌月になる場合には、直前の営業日に支払を受ける権利を有する。）、またかかる支払の遅滞に関して利息またはその他の金額の支払を受ける権利を有しない。本債券の償還期日が利札の支払期日でない場合には、その直前の利札の支払期日から発生した利息は当該本債券の提出と引換えにのみ行われる。

6. 時 効

本債券は、支払期日から10年以内に支払いのために提出されない場合、無効となり、利札は、支払期日から5年以内に支払いのために提出されない場合、無効となる。

7. 期限の利益の喪失による償還

次のいずれかの事由が生じた場合には、いずれの本債権者も、Tunis Belvédère, Tunisia に事務所を有するアフリカ開銀に対し（写し送付先は、Abidjan, Côte d'Ivoire に所在する主たる事務所とする。）、当該本債権者の保有する本債券の全部の元金が期限の利益を喪失し支払われるべき旨を宣言することを選択する旨の書面の通知を交付し、または他の者によって交付させることができる。

(イ) アフリカ開銀が、本債券の元金または利息の支払を懈怠し、その懈怠が支払期日が到来した後90日間継続した場合

(ロ) アフリカ開銀が上記第2項に基づく義務の履行を90日間継続して怠った場合

(ハ) アフリカ開銀により発行され、引受けられもしくは保証された、期間が1年を超える他のボンド、債券またはローンが、(i) アフリカ開銀の債務不履行のために支払期日より前に期限の利益を喪失し支払われるべき旨を宣言されるか、または(ii) 適用ある支払猶予期間(もしあれば)により延期された満期日に返済されず、かつ、当該債務不履行が90日間継続した場合

かかる通知が上記のとおりアフリカ開銀に交付された後30日目の日に期限前償還金額は期限の利益を喪失し支払われるものとする。ただし、それより前に、当該本債券にかかる不履行の全部が治癒された場合は、この限りでない。

上記に関し、「期限前償還金額」とは、額面金額10,000南アフリカ・ランドの各本債券につき、(i) 7,910南アフリカ・ランドおよび(ii) 発行日(同日を含む。)から償還予定期日または(場合により)本債券につき期限が到来し支払われることとなる日(いずれも同日を含まない。)までの期間につき、7,910南アフリカ・ランドに5.31199%を適用して(ただし、半年複利計算とする。)計算される額の合計額に等しい額を意味する。

8. 本債券および利札の代り券の発行

本債券または利札が汚損、毀損、紛失、盗失または破損された場合には、請求者が当該代替に関して要した費用を支払ったときに、アフリカ開銀が要求する証拠および補償に関する条件に従い、発行・支払代理人の所定の事務所において代り券を発行することができる。汚損または毀損された本債券および利札は、代り券が発行される前に提出されなければならない。

9. 改定

アフリカ開銀と発行・支払代理人は、本債券または利札所持人の同意を得ることなく、債券要項の改定または発行・支払代理契約の改定、発行・支払代理契約の違反もしくは提案された違反もしくは不遵守に係る権利の放棄もしくは承認に合意することができる。ただし、アフリカ開銀および発行・支払代理人が、本債権者の利益を著しく害することはないと合理的に判断した場合に限る。

10. 通知

債券要項または発行・支払代理契約上必要な本債権者に対する通知は、ロンドンにおける主要な日刊新聞紙(フィナンシャル・タイムズが予定されている。)に公告されるものとする。かかる通知は、当該公告の日になされたものとみなされるが、2回以上公告された場合または異なる日に公告された場合には、最初に公告が掲載された日になされたものとみなされる。

債券要項に基づくアフリカ開銀または発行・支払代理人に対するすべての通知は、当該当

事者によって下記の住所または前段落に従い公告されたその他の住所において書面で受領された時に行われたものとみなされる。

アフリカ開発銀行： African Development Bank
15 Avenue du Ghana, B.P. 323
1002 Tunis Belvédère, Tunisia
(Attention: Vice President for Finance)
(写し送付先： African Development Bank
01 B.P. 1387, Abidjan 01, Côte d'Ivoire
(Attention: Vice President for Finance))

発行・支払代理人： Citibank, N.A.
5 Carmelite Street
London EC4Y 0PA
Telex: 940500 CITIUK G
Fax: +44 207 508 3876/7/8/9
(Attention: Global Agency and Trust Services)

本債券が大券によって表章され、大券が決済機関によって保有される間は、本債権者に対する通知は、債券要項が要求する公告に代えて、決済機関から権利を有する口座保有者への伝達のために決済機関に対する当該通知の交付、または大券の所持人に対する当該通知の交付によることができる。当該決済機関または大券の所持人に交付された通知は、決済機関または大券の所持人への交付日に本債権者に通知されたものとみなす。

11. 追加発行

アフリカ開銀は、本債権者または利札所持人の同意を得ることなく、本債券の要項と同一の要項を有する債券または最初の利払額を除き本債券の要項と同一の要項を有する債券を随時追加的に発行することができ、そのように追加発行された債券を本債券と統合して、単一のシリーズを組成することができる。

12. 準拠法および裁判管轄

本債券、利札および発行・支払代理契約、ならびにそれらから生じるまたはそれらに関連する一切の非契約上の義務は、英国法に準拠し、英国法に従い解釈される。

本債券、利札または発行・支払代理契約（それらから生じるまたはそれらに関連する一切の非契約上の義務を含む。）から生じたかまたはこれらに関する訴訟または法的手続（以下「法的手続」と総称する。）に関して、アフリカ開銀は、管轄権を有する英国の裁判所の裁判管轄に服することに取消不能の形で合意し、法的手続が不便な裁判地において提起されたことを根拠としまたはその他の事由を根拠として英国の裁判所における法的手続に対し異議を申立てる権利を取消不能の形で放棄する。この裁判管轄の合意は、各本債権者および各利札所持人のためになされるものであり、これらの者のいずれかが管轄権を有するその他の裁判所において法的手続を提起する権利を妨げるものではなく、また、一または複数の法域

における法的手続の提起は（それと同時であると否とを問わず）その他の法域における法的手続の提起を妨げるものでもない。

アフリカ開銀は、英国で提起される法的手続においてアフリカ開銀を代理して訴状を受領する代理人として、英国 ロンドン市 EC2V 7EX ウッド・ストリート100番地5階に所在するロー・ディベンチャー・コーポレート・サービスズ・リミテッド（または発行・支払代理人が随時承認するロンドンに住所を有するその他の者）を取消不能の形で指名する。アフリカ開銀は、本債券に未償還額がある限り、発行・支払代理人により書面で承認され、ロンドンに事務所を有し、かつ上記のとおり訴状を受領する権限を有する者の指名が効力を有するようにする。本項の規定は、法律により認められたその他の方法で訴状を送達する権利に影響を及ぼすものではない。上記の代理人の指名が理由のいかんを問わず消滅した場合はいつでも、アフリカ開銀は、直ちに、上記の通りロンドンにおいてアフリカ開銀の代理人となるその他の者を指名するものとし、発行・支払代理人の要求後30日以内にかかる指名がなされない場合には、発行・支払代理人は、アフリカ開銀に通知をすることにより、ロンドンにおいてかかる代理人を務める者を指名する権利を有する。

課税上の取扱い

総論

本債券および利息は、一般に課税を免れるものではない。

協定上の取扱い

アフリカ開発銀行を設立する協定（その後の改正を含む。）第57条第3項に基づき、本債券または利息について、（i）アフリカ開発銀行が発行したことのみを理由として不利な差別を設ける租税または（ii）本債券の発行、支払予定もしくは支払実施の場所もしくは通貨もしくはアフリカ開発銀行が維持する事務所もしくは業務所の位置を唯一の法律上の基準とする租税がアフリカ開発銀行加盟国によって課されることはない。

日本国の租税

日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本債券の利息は、それが国外で支払われ租税特別措置法第3条の3に定義する支払の取扱者（原則として売出人を含む。）を通じて交付される場合には、一定の公共法人等および金融機関等を除き、現行法令上20%（15%の国税と5%の地方税）（「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」施行に伴い、平成25年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%（15.315%の国税と5%の地方税）の税率となる。）の源泉徴収税が課される（源泉徴収税額は、その利息につき外国税額が支払の際に課されているときは、かかる外国税額がなければ交付されたであろう金額に基づいて計算し、その額から外国税額が控除される。）。居住者においては、本債券の利息の交付が支払の取扱者を通じて行われる場合には当該源泉徴収税の徴収により課税関係は終了する。内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、利息の交付を支払の取扱者を通じて受ける場合には、当該法人は前記源泉徴収税を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

本債券の償還額が本債券の取得価額を超える場合の償還差益は、日本国の居住者の場合、雑所得として取扱われ、総合課税の対象になる。内国法人の場合は、当該償還差益は課税所得に含められ法人税および地方税の課税対象となる。

本債券の償還額が取得価額を下回る場合の償還差損は、日本国の居住者の場合は、所得税法上はないものとみなされる。内国法人の場合は、当該償還差損は損金の額として法人税および地方税の課税所得の計算に算入される。

本債券の譲渡による損益については、日本国の居住者の場合、譲渡益は非課税とされ、譲渡損は所得税法上ないものとされる。内国法人の場合は、当該譲渡損益は課税所得に含められ法人税および地方税の課税対象となる。

上 場

本債券は、金融商品取引所に上場される予定はない。

そ の 他

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に基づき、本債券の売出しについては届出をすることを要しない。

要 約 情 報

(別段の記載がない限り、すべての計数資料は2010年12月31日現在のものである。)

総 論

アフリカ開銀は、1964年に設立された地域的国際開発機関である。現在その加盟国は、53のアフリカ諸国（以下「域内加盟国」という。）および24の非アフリカ諸国（以下「域外加盟国」という。）である。

アフリカ開銀の活動の主たる目的は、アフリカの持続的な経済成長を促し、貧困を減少させることである。アフリカ開銀は、開発のためのプロジェクトおよびプログラムに対して幅広く融資を行っている。さらに、アフリカ開銀は、政策的な貸付けおよび持分投資、公的保証のない民間セクターに対する貸付け、組織的支援を提供するプロジェクトおよびプログラムに対する技術援助の提供、公共および民間の資本投資の促進、ならびに域内加盟国の開発政策および開発計画の調整に関する援助要請への対応を行っている。地域的な経済協力および経済的統合を促進する国家的および多国間のプロジェクトおよびプログラムにも高い優先順位が与えられる。

アフリカ開銀の資本は、その加盟国によって保有されている。2010年5月27日に開催された第45回年次会合において、総務会は、第6回一般増資（以下「GCI-VI」という。）を承認するB/BG/2010/08決議を採択した。2010年5月におけるGCI-VI決議の発効によりアフリカ開銀の授權資本は239億4,746万UAから676億8,746万UAに200%増加し、4,374,000株の新株（1株あたりの額面価額は10,000UA）が追加された。アフリカ開銀の資本構造において、アフリカ開銀の株式資本全体の保有比率は、域内加盟国が60%、域外加盟国が40%である。

資 産

貸付けポートフォリオ

アフリカ開銀の主要な資産は貸付けポートフォリオである。アフリカ開銀は、域内加盟国の政府、その機関および下部行政主体ならびにそれらの国において運営されている公共および民間の企業に対して貸付けを行っている。アフリカ開銀は、政府以外の事業体に対して貸付けを行う場合、かかる貸付けを受けるプロジェクトが行われている地域の政府により保証が付されるべきことを一般的な方針としている。しかし、アフリカ開銀は、域内加盟国の民間企業の助成のために、適格な民間企業であれば政府による保証のない貸付けを認める方針を採用した。かかる貸付けには十分な物的担保が付されなければならない。2010年12月31日現在、調印された貸付けおよび無償供与の累積額（取消分を除く。）は、262億7,000万UAであり、累積減損引当の実行済貸付金残高総額は82億9,300万UAであった。貸付けの一部についての返済の遅滞は発生しているが、アフリカ開銀は、最終的に政府保証貸付けの支払いは行われ、かかる遅滞により貸付けにおけるキャッシュフローの時期のみが影響を受けるものと予想している。キャッシュフローにおける遅延は、貸付けおよび未収費用の減損の決定に際して考慮される。2005年1月1日以前、アフリカ開銀は、加盟国に対するまたは加盟国により保証された貸付けにつき、かかる貸付けに関する元本、利息またはその他の費用が6ヶ月以上期限を徒過した場合には、原則として経過利息が発生しない状態とした。2005年1月1日の改訂国際会計基準（以下「IAS」

という。)第39号の採用以降、アフリカ開銀は、貸付けを利息不発生の状態とはしていない。すべての貸付け(後払いのものを含む。)において利息または費用が発生している。かかる改訂された会計基準は、貸付けに係る元本および未収費用の双方につき、発生損失モデルを用いて減損額を算定することを義務付けている。以前の利息不発生の方針の下では利息不発生とされていた5億2,613万UAの累積金額(引当金純額)が、2005年1月1日に準備金へと振り替えられた。

流動性

長期の開発に係る貸付けの貸付人として、アフリカ開銀は、長期間にわたり資本市場から追加の資金を調達することができなくなるという予想外の事態が発生した場合でも、通常業務を継続して行うために十分な流動資産を保有する。このために、アフリカ開銀は、1年毎に現金需要見込額(純額)に基づき、十分な流動性の最低水準(以下「PML」という。)を計算している。流動性に関する方針においては、PMLは、その後の年度の純貸付支出、債務返済額、調印された保証の貸付相当額および未実行の持分投資額という、4つの構成要素の合計であると規定されている。流動性の最高水準は、アフリカ開銀の負債制限および自己資本比率枠組みにより決定される。

負債、資本金および準備金

負債

アフリカ開銀は、世界の主要な資本市場において借入れを行っており、貸付けポートフォリオについての資金調達の自由度を最大限確保するために、借入れの通貨、国、資金源および満期を多様化させる方針を採用している。2009年3月以前、アフリカ開銀の理事会は、優先債務による借入れを、保証と合わせて、非借入加盟国の請求払資本の80%に制限し、優先債務および劣後債務の双方による借入れの総額を、全加盟国の請求払資本総額の80%に制限し、かつ負債総額を有効資本の100%に制限することを方針としていた。2009年3月18日に理事会により承認された改定版の自己資本比率枠組みは、アフリカ開銀のレバレッジを監視するための単一の比率として、有効資本に対する負債の割合を採用した。当時有効資本は、払込資本、準備金およびAA以上の格付を有する非借入国からの請求払資本の合計と定義された。2009年7月22日、理事会は、有効資本の定義の改正を行い、A-以上の格付を有する非借入国からの請求払資本を含めることとなった。かかる有効資本に対する負債の比率により、アフリカ開銀の負債残高合計は有効資本の100%に制限される。2010年12月31日現在、アフリカ開銀の負債残高総額は119億8,057万UAであり、優先債務総額は112億369万UA、劣後債務総額は7億7,688万UAであった。有効資本は143億300万UAであった。

資本金および準備金

アフリカ開銀の資本の応募は、当初の資本、任意の増資、特別増資および6回の一般増資の応募により構成される。第6回一般増資(GCI-VI)は、2010年5月27日に総務会により承認され、直ちに効力が生じた。GCI-VIにより、アフリカ開銀の授權資本は2,394,746株から200%増額され、6,768,746株(1株あたりの額面価額は10,000UA)となった。合計437万4,000株のGCI-VI

により増加した株式は、払込株式および請求払株式に分割され、そのうち6%が払込株式であり、94%が請求払株式である。GCI-VIにより増加した株式は、全額応募された場合に、域内加盟国がアフリカ開銀の資本合計の60%を保有し、域外加盟国が残存する40%を保有するよう地域内外の加盟国に割り当てられた。

2010年12月31日現在、アフリカ開銀の応募済資本総額である239億2,462万 UA のうち、23億7,563万 UA (9.93%) が払込資本であり、215億4,900万 UA (90.07%) が請求払資本であった。払込資本とは、応募済資本のうち、加盟国により所定の期間にわたり払込みが行われるものである。第4回一般増資により発行された株式に関しては、払込資本は、総務会により設定された特定の日程に従って、応募され、ノートの預託等により完全に払い込まれたものを指している。GCI-V および GCI-VI により発行された株式に関しては、応募に係る払込部分は、株式のうち、アフリカ開銀が現金またはノートによる実際の払込みを受領した時点でのみ発行される部分であるとされる。払込資本のうち、ノートの預託等によりアフリカ開銀が支払いを受領した部分は払込資本とされ、2010年12月31日現在、払込資本は23億5,567万 UA であった。請求払資本は、応募済資本の一部であり、借入金または保証についてのアフリカ開銀の債務の弁済に充てるためにのみ請求される。2010年12月31日現在、アフリカ開銀の非借入加盟国25ヶ国¹の請求払資本は104億1,135万 UA であり、これはアフリカ開銀の優先借入金残高の92.93%にあたり、借入金残高総額の86.90%にあたる。2010年12月31日現在、経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会（DAC）にも所属しているアフリカ開銀の先進加盟国17ヶ国（オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、日本、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリスおよびアメリカ合衆国）の請求払資本は88億5,669万 UA であり、これは優先借入金残高の79.05%にあたり、借入金残高総額の73.93%にあたる。

アフリカ開銀を設立する協定に基づき、アフリカ開銀の通常業務に係る残高の合計額（承認済貸付けから取消分と弁済された分を控除し、持分投資額を加算したものから構成される。）は、いかなる時点においても、アフリカ開銀の応募済資本のうち毀損されていないものとアフリカ開銀の準備金および剰余金の合計額を超えないものとされている。2010年12月31日現在の上記残高総額は137億4,633万 UA であり、上記の資本総額（応募済資本に係る累積為替換算調整（以下「CEAS」という。）、準備金および剰余金）の額は263億8,841万 UA であり、その比率は0.52対1となった。アフリカ開銀の自己資本（払込資本および CEAS を控除した準備金）は、48億2,039万 UA であり、負債資本比率は2.49となった。実行済貸付金残高（未実行金額を支払う旨の取消不能の確約を含む。）と自己資本との比率は、1.72対1であった。

収益性

利潤の最大化は主な目的ではないが、アフリカ開銀は、1966年に業務を開始して以来、毎年利益を計上している。2010年度および2009年度の総務会が承認した振替控除前収益は、それぞれ2億1,366万 UA および2億3,116万 UA であった。

¹ 非借入加盟国は、域外加盟国およびリビアである。

会計基準

アフリカ開銀の財務諸表は、国際会計基準審議会により公表された国際財務報告基準（以前の国際会計基準）に継続的に準拠して作成されている。アフリカ開銀の財政状態は、アメリカ合衆国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して表示した場合でも、重要な点において異なるものではない。

リスク管理および内部統制

アフリカ開銀は、中核事業である開発金融および関連援助に不可欠ではないリスクに対するエクスポージャーを最小限に抑えるよう努める。したがって、アフリカ開銀のリスク管理方針、指針ならびに運営は、承認されたリスク制限範囲内において、公共および民間セクターにおける信用リスクを引受ける能力を最大限に高める一方、金利リスク、通貨リスク、流動性リスク、相手方リスク、法的リスクおよびその他の業務リスクに対するエクスポージャーを最小限に抑えることを目的としている。アフリカ開銀のリスク管理方針および運営は、財務諸表に対する注記に記載されている。

2004年度の理事会による承認の後、アフリカ開銀は、多くの任務のなかでもとりわけ、すべての重要業務における内部統制の有効性の定期的な評価のための COSO 管理枠組みの実施を目的として内部統制部（ICU）を設置した。経営陣および外部監査人は年次監査過程の一環として、アフリカ開銀の内部統制の有効性に関する年次確認書を発行する。2010年度末現在の年次確認書は、アフリカ開銀の2011年8月10日付の英文情報説明書中に含まれている。

上記の情報は、アフリカ開銀の2011年8月10日付の英文情報説明書に記載されている詳細な情報および財務諸表とあわせてお読みください。